

令和5年度 室蘭市教育サポートセンターくじらん

入室・登校・相談にかかわる支援のしおり

室蘭市教育委員会

1. 室蘭市教育サポートセンターくじらん

学校に登校することが難しい児童生徒の社会的自立に向けた状況の改善と、学校復帰や集団生活への適応に向けて、次のような支援・指導・相談を行っています。

- 室蘭市内の小中学生を対象に、通室支援による学習や体験活動、登校に係る支援、相談支援を行っています。
- 児童生徒一人一人の悩みや不安について教育相談を行い、自己理解を深めて自信と自尊感情を高め、心の安定を図ります。
- 通室支援や登校支援により、生活リズムと学習習慣の定着を目指します。
- 通室児童生徒の自主学習を学習支援員がサポートします。
- 体育的な活動や体験学習、レクリエーションを通じてコミュニケーション能力や集団活動に適応する力を高めます。
- 「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することを支援します。
- 保護者、学校との連絡を密に行い、学校復帰への支援や関係機関等との連携した支援を行います。

2. 支援内容

① 登校支援

② 通室支援

③ 相談支援

3. 通室日・通室時間

- 通室日は、月曜日～金曜日となります。
- 通室時間は、9：00～9：30に通室し、各種活動は14：00までです。
- 土日や祝祭日、学校の長期休業期間中や暴風雪等で臨時休校となった場合は、お休みです。

4. 所在地・連絡先

室蘭市教育サポートセンターくじらん

住所 室蘭市東町 4-20-6 保健センター4階

連絡先 TEL 45-8620 FAX 43-5149

サポートセンターくじらんによる支援を希望される場合は、
まずは学校へご相談ください。

5. 支援の対象や確認事項について

前提 室蘭市の小中学校に在学する児童生徒で、様々な要因により、登校できない児童生徒

(1) 登校支援

- ① 学校が家庭訪問や本人への働きかけ等、継続的・組織的に対応してきたが、欠席日数が増加傾向にある場合。
- ② 本人や保護者が登校支援を希望している場合。
- ③ 保護者が登校支援に協力することができる場合。

(2) 入室支援

- ① 学校が訪問アドバイザーと連携を図る等、組織的に対応してきたが、不登校が改善されない状況にある場合。
- ② 本人や保護者が入室支援を希望している場合。
- ③ 自学自習が可能な場合。
- ④ 交通手段について、児童生徒が徒歩や公共交通機関の利用、保護者による送迎ができる場合。
- ⑤ 面談を行い、1ヶ月程度の仮入室期間後、正式入室となります。

(3) 相談支援

- ① 通室支援、登校支援が困難な場合や、ひきこもりがちな場合
- ② 学校生活等に関して教育サポートセンターのスクールソーシャルワーカーに定期的な相談を希望する場合。

(4) 原則として支援の対象外となる場合について

- ① 上記(1)～(3)に該当しない場合。
- ② 問題行動がみられる場合。
- ③ 身体的・情緒的な特性・個性が強く、専門的な指導が必要となる場合。
- ④ その他、他の通室児童生徒や職員に対して安全・安心を脅かすような言動がみられる場合。
- ⑤ 学校生活や友人関係での不満等を欠席の主たる理由として、入室支援を希望する場合。

(5) 確認事項

- 支援内容(入室・登校・相談支援)の判断は、学校・教育委員会指導班・室蘭市教育サポートセンターくじらんが協議の上、教育委員会が決定します。
- 児童生徒が徒歩や公共交通機関での通室、または保護者による送迎が原則となります。
- 活動中の事故やケガは、日本スポーツ振興センターの保障対象となります。
- 学習は、一斉授業ではなく、個に応じた学習活動を行います。学習支援員がサポートします。
- 学習は、他学年の児童生徒と同じ教室で行います。体験学習等も同様です。
- 体験活動等での実習費は、自己負担となります。(1回500円程度)。
- 昼食は、弁当持参となります。